

札幌市告示第 1587号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）  
第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同法第15条の17第2  
項の規定により、下記のとおり告示する。

区域の範囲を表示した図面及び地番等は札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課に備  
え置き、一般の縦覧に供する。

平成17(2005)年 12月1日

札幌市長 上田 文雄

記

指定区域 （廃止済産業廃棄物安定型最終処分場）  
指定番号 産 - 28  
住所 札幌市手稲区前田443番地1他